

●非常コンセント設備の設置基準●

- 地下街及び11階以上の事務所ビル、百貨店、マンション等は消防法により非常コンセント盤の設置が義務づけられております。
- 非常コンセント設備は、高層建築物や地下街等で火災が発生した場合、消防隊が消火活動をする際に電源を供給するためのコンセント設備です。（関係法令：消防法施行令・第29条の2及び消防法施行規則第31条の2）消火栓箱等と保護箱との接続（関係技術基準の抜粋）

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

1. 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
2. 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不熱材料等で区画すること。
3. 消火栓箱部分のとびらと保護箱のとびらは、別開きができるようにすること。
4. 非常コンセント設備の赤色の灯火は、屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。